

N T T都市開発リート投資法人
第 14 回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）
（2026 年 9 月 29 日開催）

1. 決議事項の内容

- 第 1 号議案** 規約一部変更の件
- 第 2 号議案** 執行役員 1 名選任の件
執行役員として、木村一浩を選任する。
- 第 3 号議案** 補欠執行役員 1 名選任の件
補欠執行役員として、高橋達哉を補欠執行役員に選任する。
- 第 4 号議案** 監督役員 2 名選任の件
監督役員として、基祐二、武内正樹の両名を選任する。
- 第 5 号議案** 補欠監督役員 1 名選任の件
補欠監督役員として、尾関純を補欠監督役員に選任する。

2. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	賛成割合	決議の結果
第 1 号議案	1,185,961	457	99.74%	可決
第 2 号議案	826,690	359,761	75.20%	可決
第 3 号議案	924,670	261,782	81.89%	可決
第 4 号議案 基 祐二	960,700	225,043	84.35%	可決
武内正樹	1,183,992	2,460	99.61%	可決
第 5 号議案	1,185,251	1,178	99.69%	可決

（注 1）本投資主総会において行使することができる議決権の総数は 1,463,789 個になります。

なお、各議案の賛成割合については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成（注）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、出席投資主の議決権総数（みなし賛成（注）による出席を含みます）1,463,789 個で除した数値の小数第 3 位を四捨五入して記載しています。

（注 2）第 1 号議案は、みなし賛成による出席を含め、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決することとしています。

（注 3）第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号議案は、みなし賛成による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決することとしています。

3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否を確認できない議決権数の取扱いについて

本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成（注）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権を合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

（注）投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項に基づき、本投資法人の規約第 20 条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

本投資法人現行規約第 20 条（抜粋）

9. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）

について賛成するものとみなす。この場合、議案について賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

10. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとする。

- (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
- (2) 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）
- (3) 解散
- (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
- (5) 投資法人による資産運用委託契約の解約

以上